

雨風に耐えて鍛えて幸せの花を育てん

「主体的・対話的で深い学び」を通して



前期生徒会役員が平成31年度の生徒会テーマを報告

4月15日(月)

私が、第2期額中黄金時代をつくるには、C(Challenge)R(Respect)S(Smile)を合言葉に、額田中学校の自慢をつくっていこうと、平成30年度修了式、平成31年度入学式で話しました。これを受けて、平成31年度前期生徒会役員6名が、生徒会テーマを考えていました。4月15日(月)、前期生徒会役員6名が校長室にやってきました。4月26日(金)の「新入生歓迎会」で生徒会のテーマを発表しますと、笑顔S(Smile)で報告に来ました。

第24回岡崎・幸田ソフトテニス選手権1年生大会 女子の部 第3位 3月27日(火)



平成31年3月27日に1年生大会が、中総テニス場で行われました。額田中学校から1年生5組が出場し、参加総数100組の大会でした。その中の1組が、どんどん勝ち抜いて、ベスト4に進出しました。惜しくも準決勝で敗退、第3位を獲得しました。これからの活躍が楽しみです。

第2回東愛知中学生弓道大会

4月14日(日)於 蒲安市弓道場

男女とも4月29日(月)の愛知県大会出場権獲得

平成31年4月14日(日)に第2回東愛知中学生弓道大会が、蒲安市弓道場で実施されました。予選は、一人4本ずつ2回で計8本、1チーム3名なので8本×3=24本の結果、上位10チームタイまでに入ると、決勝進出とともに県大会出場権を獲得できます。額中弓道部男子は24本中8本の中です予選8位、弓道部女子は24本中9本の中です予選6位により、4月29日(月)の愛知県大会出場権を獲得しました。4月15日(月)に弓道部の男女が、県大会出場権獲得の報告に来ました。男子は24チーム中10チーム、女子は25チーム中12チームが愛知県大会に出場できるそうです。

昨年度の9月29日(土)の新人戦では、弓道部男子は予選11本で県大会出場権を獲得し、10月26日(日)の愛知県大会で技能優秀校に推薦され、今年の7月の全国大会出場権を獲得しました。弓道部女子は新人戦では24本中8本以上、的中できなかつたので、愛知県大会に出場できませんでした。この悔しさを忘れずに練習した結果、今回24本中9本の中です予選6位、愛知県大会出場権獲得は、たいへん立派だと思います。校長室での笑顔は最高でした。今、弓道部は男女とも伸びています。4月29日(月)の愛知県大会での活躍を期待しています。

平成31年度額田中学校の「いじめ防止」に対する考え方 「いじめ」のない、生徒に「幸せの花」を育てる学校をめざします

1 学校いじめ防止基本方針（額田中学校ホームページに掲載されているものを一部抜粋）

いじめは、人の命も奪いかねない絶対に許されない行為である。いじめを起こさせないためには、「いじめはどこでも起こりうる」という認識のもと、いじめにつながる些細な兆候を見逃さないことが重要である。そのためにも、一部の教員が動くのではなく、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

学校は生徒にとって安心できる場であり、伸び伸びとその個性を伸ばせる場でなければならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

2 いじめの定義について

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断する。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えに対し組織として対応する。構成員は、校長、教頭、主幹、教務、校務、校務補佐、指導員、養教、学年主任、生徒主事、進路主事とし、必要に応じて、スクールカウンセラーを加える。

（1）「いじめ防止対策組織」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
学校評価アンケートをもとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
いじめアンケートや教育相談の結果を集約・分析し、効果的ないじめ防止対策に努める。
- ③ 生徒や保護者、地域に向けての情報発信と意識啓発
ア 学校のみで解決することに固執しない。
・保護者の訴えや地域の人からの情報提供には謙虚に耳を傾ける。
イ 開かれた学校づくりに努める。
・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。
・積極的に学校の指導方針や取組を知らせ、保護者や地域の理解や協力を得る。
ウ 情報は隠蔽することなく、正確な情報を伝える。
・実際にいじめが発生したときには、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。
エ 関係機関との連携
・学校の指導の限界を超える深刻ないじめについては、警察署と連携して対処する。
・日常的に警察と連携協力できる関係を築く。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、複数の教職員によって問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ組織的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

（2）校内指導体制の整備

- ① 生徒の実態把握
・毎週金曜日の2時間目にいじめ不登校対策委員会・生徒指導委員会を開き、生徒に関する情報交換を行う。生活に関するアンケートや個別面談を学期に2回実施する。
- ② 危機管理の心構え「さしすせそ」の確認
・「さ」：最悪を想定する。「し」：慎重に対処する。「す」：素早く対処する。
「せ」：誠意をもって対処する。「そ」：組織の一員として対処する
- ③ 生徒指導部の機能化
・いじめ問題をはじめ、生活指導上の問題について確実な情報交換や対策を協議する。
・職員との連携を密にし、知り得た情報を効果的に活用する。